

# 6月定例会 議案審査

総務環境委員会  
福祉文教委員会

## 感染症等の防疫作業に従事した職員に手当を支給するための条例改正



**問** 条例改正の背景や手当の額の根拠は。

**答** 新型コロナウイルスの感染拡大により国と同様の対応をするよう通知があり、国と同じ設定とした。手当の額は日額3,000円であるが、感染者やその疑いのある方に直接接触する場合、また、長時間にわたり接する場合は4,000円となる。

## 新ごみ処理施設の建設に向けて検討委員会を設置するための条例制定



**問** 委員の選任方法は。

**答** 委員は学識経験者や有識者、町内会等の各種団体の代表のほか、一般市民からの公募により選出する。公募は7月に2週間ほどの募集期間を設け、同月中に決定する予定。できるだけ多様な意見を取り入れていけるよう女性委員の登用も積極的に進めていく。

## 個人番号の通知カード廃止に伴う条例改正



**問** 通知カード廃止による影響とマイナンバーカードの普及状況は。

**答** 住所等の変更がない場合は、当面の間今まで通りの使用はできる。普及状況は5月末で13,343枚、15%の交付率。9月からはプレミアム率25%のマイナポイント制度、来年3月からは保険証としての利活用もあり、制度の周知を図りマイナンバーカードの取得促進を積極的に行っていく。

## 低所得者の介護保険料を軽減する条例改正



**問** 介護保険事業の今後の見通しは。

**答** 前期高齢者の介護認定率が4%程度なのに対し、後期高齢者は31%程度である。後期高齢者数が増えていく今後10年程度は介護保険の認定者数が増加し、それに伴ってサービス量の増加も見込まれる。